

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会定款

(沿革)	昭和30年8月10日	厚生省	岩手県	第25号	認可
	昭和37年4月26日			第1次	一部改正
	昭和45年3月27日			第2次	全面改正
	昭和50年5月27日			第3次	全面改正
	昭和59年10月29日			第4次	一部改正
	平成4年4月2日			第5次	一部改正
	平成6年2月9日			第6次	一部改正
	平成6年4月7日			第7次	一部改正
	平成6年12月9日			第8次	一部改正
	平成7年3月30日			第9次	一部改正
	平成7年12月27日			第10次	一部改正
	平成9年3月27日			第11次	一部改正
	平成10年5月28日			第12次	一部改正
	平成13年3月29日			第13次	全面改正
	平成14年2月13日			第14次	一部改正
	平成15年5月21日			第15次	一部改正
	平成16年3月15日			第16次	一部改正
	平成17年5月17日			第17次	一部改正
	平成18年6月1日			第18次	一部改正
	平成19年2月26日			第19次	一部改正
	平成21年2月6日			第20次	一部改正
	平成26年2月3日			第21次	一部改正
	平成27年6月30日			第22次	一部改正
	平成29年4月1日			第23次	一部改正
	平成31年1月17日			第24次	一部改正
令和元年	5月9日			第25次	一部改正
令和6年	2月1日			第26次	一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、岩手県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化を図り、地域福祉を推進することを目的として、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業
- (5) (1)から(3)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- (8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (9) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (10) 共同募金事業への協力
- (11) 岩手県福祉人材センター業務の実施
- (12) 日常生活自立支援事業
- (13) 生活福祉資金貸付事業
- (14) ボランティア活動の振興
- (15) 社会福祉事業従事者の福利増進に関する事業
- (16) 福祉サービス第三者評価事業

- (17)岩手県災害福祉広域支援推進機構事務局の運営
- (18)生活困窮者自立相談支援事業
- (19)その他この法人の目的達成のため必要な事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 この法人は、住民や社会福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を、岩手県盛岡市三本柳8地割1番3に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に、法人の適正な運営に必要な識見を有する評議員16名以上19名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会（以下この条において「委員会」という。）を置き、評議員の選任及び解任は、委員会において行う。

2 委員会は、監事1名、事務局職員1名及び外部委員2名の合計4名の委員で構成する。

3 委員会委員の選任及び解任は、理事会において行う。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき、理事会が行う。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任又は不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法（以下「法」という。）第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）

の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）

第 8 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第 9 条 評議員に対して、各年度の総額が 1,000,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 3 章 評議員会

（構成）

第 10 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第 11 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書をいう。以下同じ。）、財産目録及び事業報告の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 基本財産の処分
- (7) 残余財産の処分
- (8) 理事及び監事の損害賠償責任の免除
- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) 法人の解散又は合併の承認
- (11) 事業計画及び収支予算の承認
- (12) 予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄の承認
- (13) 公益事業に関する重要な事項の承認
- (14) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 12 条 評議員会は、定時評議員会として、毎会計年度終了後 3 月以内に 1 回開催するほ

か、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 13 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 14 条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第 15 条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 法人の解散又は合併

(4) 理事又は監事の損害賠償責任の一部免除

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任若しくは解任する議案の決議に際しては、各選任候補者若しくは各解任対象者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。この場合、選任については、理事又は監事の候補者の合計数が第 17 条に定める定数を上回ったときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 16 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の定数)

第 17 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 社会福祉事業の経営に識見を有する者及び法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者を含む 12 名以上 14 名以内

- (2) 監事 社会福祉事業に識見を有する者及び財務管理について識見を有する者を含む 2 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、2 名を副会長、1 名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法第 45 条の 13 第 3 項の理事長とし、副会長及び専務理事をもって法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。
- 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

- 第 18 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

- 第 19 条 法第 44 条第 6 項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数をいう。以下同じ。）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 2 法第 44 条第 7 項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）、評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第 20 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐する。
 - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長の命を受けて、この法人の業務を執行する。
 - 5 会長、副会長及び専務理事は、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
 - 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
 - 5 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他厚生労働省令で定めるもの

を調査しなければならない。

(会計監査人の職務及び権限)

第 21 条の 2 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 22 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事は、第 17 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 23 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 24 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(役員及び会計監査人の責任免除)

第 25 条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、法第 45 条の 22 の 2 において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

2 理事（会長、副会長、専務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項第 2 号に定める額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 26 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 29 条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、この定款で特別の定めをした場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について

異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 顧問

第32条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の業務について会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

4 顧問の任期は、役員任期に準ずる。

第7章 会員

第33条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

第8章 部会、種別協議会及び委員会

第34条 この法人に、部会、種別協議会及び委員会を置くことができる。

2 部会及び種別協議会は、事業の実施について相互に連絡と協議研究を行い、必要な対策を実施し、その自主活動を推進する。

3 委員会は、専門事項について会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

4 部会、種別協議会及び委員会に関する規程は、別に定める。

第9章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第35条 この法人に、法に規定する岩手県福祉サービス運営適正化委員会(以下「運営適正化委員会」という。)を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第36条 運営適正化委員会の委員は、14名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第37条 運営適正化委員会の委員は、この法人に置く選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第 38 条 この法人が、第 36 条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かななければならない。

(業務の報告)

第 39 条 運営適正化委員会は、その業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第 40 条 運営適正化委員会及び選考委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第 10 章 事務局及び職員

第 41 条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 この法人に、事務局長 1 名を置くほか、必要な職員を置き、会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び職員に関する規程は、別に定める。

第 11 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 42 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の 3 種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 5,000,000 円

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

- 4 公益事業用財産は、第 51 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 43 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の多数による承認及び評議員会の承認を経て、岩手県知事の承認を得なければならない。ただし、次に掲げる場合には、岩手県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資を併せて行う同一の財産を担保する当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 44 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、管理するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の決議により、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第 45 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の多数による承認及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 5 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の多数による承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類
- (4) 計算書類の附属明細書
- (5) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち第 1 号、第 3 号及び第 5 号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事、監事及び評議員の名簿
- (4) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 47 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 48 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の多数による承認及び評議員会の承認を受けなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第 50 条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第 12 章 公益を目的とする事業

(種別及び運営管理)

第 51 条 この法人は、法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

- (1) ふれあいランド岩手の管理運営
 - (2) 介護福祉士等修学資金貸付事業
 - (3) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
 - (4) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業
 - (5) 保育士修学資金貸付事業
 - (6) 民間社会福祉事業職員共済事業
- 2 前項の事業の運営に関する重要事項については、理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の多数による承認及び評議員会の承認を受けなければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第 52 条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第 13 章 解散及び合併

(解散)

第 53 条 この法人は、法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

- 2 法第 46 条第 1 項 1 号及び第 3 号に規定する解散をする場合には、評議員会の決議を経て、岩手県知事の認可又は認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第 54 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議により、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第 55 条 合併しようとするときは、評議員会の決議を経て、岩手県知事の認可を受けなければならない。

第 14 章 定款の変更

第 56 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を経て、岩手県知事の認可(法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を岩手県知事に届けなければならない。

第 15 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 57 条 この法人の公告は、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(情報公開)

第 58 条 この法人の次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、法人のホームページにおいて公表する。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準
- (4) 計算書類及び財産目録
- (5) 事業報告、監査報告及び会計監査報告
- (6) 事業の概要等を記載した書類

(施行細則)

第 59 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

本会設立当初の役員は、左のとおりとする。ただし、この定款第 11 条の規定にかかわらず、その任期は 1 年とする。

会長(理事)	南	部	利	英
副会長(理事)	千	葉		一
副会長(理事)	小	川	金	英
理事(常務理事)	木	村		志
理事	海	野	義	雄
理事	稲	田	泰	堂
理事	朝	倉	由	藏
理事	野	村	慶	亮
理事	高	橋	正	一
理事	根	本	四	郎
理事	藤	島	弥	助

理事	相	沢	岩	松
理事	佐	藤	武	一郎
理事	田	沼	甚	八郎
理事	十	和	田	諒
理事	吉	岡		誠
理事	小	野	昌	次
理事	梅	津	松	夫
理事	川	村		雅
監事	米	内	惇	二
監事	橋	本	八	百二

附則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。